

貴自治体名 知多郡東浦町

懇談日時 10月 25日(火曜日) 午前 10時 30分～ 11時 30分

懇談会場 東浦町役場 西庁舎1階 西会議室2

2016年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(福祉課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

- ①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。
()ない ()ある→実施年月(年 月)2015年度実績(件()円
- ②利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。 実施年月、2015年度実績
()ない ()ある→実施年月(2003年 4月)
2015年度実績
(広域連合 232件 東海市 61件 大府市 165件 知多市 0件 東浦町 6件)
(広域連合 2,385,254円 東海市 483,519円 大府市 1,834,235円 知多市 0円 東浦町 67,500円)
- ③特別養護老人ホームの待機者について
1)特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。
(広域連合 563人 東海市 190人 大府市 159人 知多市 73人 東浦町 141人)
2)要介護1、2で待機状態にある人を把握していますか。
()把握していない ()把握している
→(2016年 4月現在)
(広域連合 198人 東海市 60人 大府市 40人 知多市 58人 東浦町 40人)
- ④介護給付費準備基金について
2014年度末の残高(999,945)千円 2015年度末の残高(1,413,236)千円 ※決算前の場合は見込額
- ⑤地域包括支援センター設置数(広域連合 4 東浦町1)カ所
直営(0)カ所、 委託(広域連合 4 東浦町1)カ所
職員配置人数(広域連合 54 うち正職員 44、非正規職員 10)人
職員配置人数(東浦町 11 うち正職員 7、非正規職員 4)人
地域包括支援センターの設置圏域の基準をご記入ください
- 1 関係市町ごとの地理的条件、交通事情その他の社会的条件を考慮
2 小学校区の組み合わせを基本
- ⑥施設入所前健康診断費用の助成について ()助成している 2015年度実績()件
()助成していない
- ⑦紙おむつ、衛生用品の費用助成について ()助成している 2015年度実績(実53件述べ840枚)
()助成していない
- ※在宅の要介護4・5の方に家庭介護用品と交換するための引き換え券(1枚 3,000円分)を支給
- ⑧介護保険における通院時の院内介助について ()認めている ()認めていない
- ⑨介護保険における入院中のヘルパー派遣について ()認めている ()認めていない
- ⑩住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している→実施年月日(2006年4月1日)
2015年度実績
広域連合 989件 東海市 317件 大府市 195件 知多市 302件 東浦町 175件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑪福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している→実施年月日(2006年4月1日)
2015年度実績広域連合 1,319件 東海市 440件 大府市 313件 知多市 359件 東浦町 207件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑫高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。
()実施している→実施年月日(年 月 日) 2015年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない
- ⑬配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配 食 方 式	実施の有無	(○)実施している()していない()検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	週 7 日 夕
	1日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数(11,669)食÷年間配食日数(365)日 =1日当たり平均(32.0)食
	1食あたりの助成額	330円
	1食あたりの利用者負担額	310円
会 食 方 式	実施の有無	()実施している(○)していない()検討中である
	実施の回数(週○回昼・夕などと記入)	
	1日平均利用者数(2015年度)	総延べ食事数()食÷年間配食日数()日 =1日当たり平均()食
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

⑭ 独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について

実施の有無	(○)実施している()していない()検討中である
対象事業の名称	ごみ出し支援事業
対象者の要件	燃えるごみを自力で運び出すことが困難な①65歳以上のもの②避難行動要支援者登録者
1カ月平均利用者実数(2015年度)	延べ 25 世帯、延べ 669 回(7月から開始)

⑮ 住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある()助成制度はない()検討中である		
制 度 内 容	(○)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額	10万円(住民税課税世帯)40万円(住民税非課税世帯)	利用者実数(2015年度) 50人
	(×)介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
	助成額		利用者実数(2015年度)

⑯ ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

緊急通報装置の設置、配食、乳酸菌飲料の配布による安否確認(平成28年9月まで)、軽度生活援助(買物支援、清掃援助等)を実施している。地域での見守り、通報体制として「東浦あんしん見守り隊」との名称でガス・水道・電気・新聞店・牛乳配達店・郵便局と協定を結んでおり、ひとり暮らし高齢者などに対するの安否確認事業を行っている。

⑰ 高齢者や障害者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地 域 巡 回 バ ス	実施の有無	(○)実施している()していない()検討中である	
	地域巡回バスの名称	うらら	
	利用料	高齢者(100)円、障害者(0)円 一般(100)円、子ども(0 歳～ 6 歳)(0)円	
	その他特記事項	1か月定期券 一般 2,000円 中学生 1,000円 小学生 500円	
	2015年度の運行実績	255,214円	
タ ク シー 代 助 成	実施の有無	(○)実施している()していない()検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2015年度の助成実績
	高齢者	なし	(0)人
	障害者	身体障害者手帳1・2級及び療育手帳 A・B 判定対象	(延べ 447)人
要介護認定者	要介護3以上の在宅高齢者 リフト付タクシー(3,640円)年間24枚	(延べ 836)人	

⑱ 宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
実施事業の名称	
助成対象	
助成金について	金額()円→()年額 ()月額 ()1回のみ
助成箇所数	

⑨介護認定者の障害者控除の認定について

- 1)認定書の発行枚数(2015年度実績)は (151)枚
 2)介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。
 ()申請書を送付している → 2015年度()件
 ()認定書を送付している → 2015年度()件
 (○)自動的に送付していない
 3)認定書の発行の条件
 ()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している
 ()介護認定者のうち、要介護 1以上は基本的に発行している
 ()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している
 (○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している
 ()次のような方法で判断している()

2. 国民健康保険 担当課(**税務課・保険医療課**)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2014年度	2015年度	2016年度
保険料・税率	所得割	旧但し書き額	×(6.4)%	×(6.4)%	×(6.4)%
	資産割	固定資産税額	×(27)%	×(27)%	×(27)%
	均等割	加入者1人につき	28,000 円	28,000 円	28,000 円
	平等割	1世帯につき	40,000 円	40,000 円	40,000 円
1人当たり調定額(平均保険料)			93,513 円	93,273 円	93,459 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			5,584 円	4,160 円	9,406 円

※2016年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2016年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。また資産割がある場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	103,900 円	188,100 円	258,900 円
	介護分	17,700 円	33,700 円	47,700 円
	後期高齢者支援分	28,400 円	53,800 円	77,400 円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	102,500 円	162,900 円	206,900 円
	後期高齢者支援分	30,600 円	53,400 円	73,400 円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	92,900 円	136,900 円	180,900 円
	後期高齢者支援分	31,400 円	51,400 円	71,400 円

③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

- 1)市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

国民健康保険税条例施行規則第3条(保険税減免)のとおり。

- 2)保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

国民健康保険税条例施行規則第3条(保険税減免)のとおり。

④資格証明書 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

- 1)資格証明書は交付していますか。 ()交付していない (○)交付している→(5)世帯
 2)資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
 (○)必ず面談している ()面談がなくても交付する場合がある ()その他
 3)資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数(0)世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数(0)世帯 内、乳幼児()人、小学生()人、中学生()人、高校生世代()人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

- ()国の基準どおり実施している
()独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
(○)高校生世代以下の子どもがいる世帯
(○)障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
()病弱者のいる世帯
(○)次の場合は、交付対象から除外している

公費負担医療対象者

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

特別な事情等に関する届出が認められた場合

⑤短期保険証 ※2016年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

- ・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(276)人 ・1年()人 ・その他()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

長期保険証→短期保険証

長期保険証を交付されている世帯のうち、当該保険証の有効期限の属する年度を基準年度とし、前年度以前において、保険税の全部又は一部を滞納している年度が3年度以上(連続しない場合も含む。)ある世帯。

資格証明書→短期保険証

資格証明書の交付対象となっている世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する世帯。

- (1) 当該世帯に属する18歳以下の者が国民健康保険に加入することとなったとき。
(2) 当該世帯に属する被保険者が公費負担医療を受けることとなったとき。
(3) 当該世帯主が納付誓約書を提出した後、3回以上納付を履行し、かつ今後も納付計画に従って納付されると見込まれるとき。
(4) 当該世帯主が国民健康保険税に係る特別の事情等に関する届出を提出し、その内容が前条第2項第1号から第4号まで及び第6号のいずれかに該当するとき。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

- (○)通常の保険証と同じ
()通常の保険証と区分している →表記している文字・マークなど()

⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2015年度)

1) 差し押さえの基準(督促状、催告書(電話)等の発送に対して無回答である場合。

納付誓約が不履行となった場合。

以上の事柄が1つでもあれば差押え事前通知書を郵送した上で実施する。)

2) 分納者への対応(本人から生活、就労経済状況等の聞き取りを行い、納税相談の中で完納が見通せるような分納方法を判断し納付誓約を行っている。)

3) 予告通知書の発行(345)件

4) 差押え件数 不動産(0)件 預貯金(229)件 生命保険(1)件(内学資保険(0)件)
その他(41)件(給与、所得税還付金、売掛金)

5) 競売などによる現金化 (0)件 (0)円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2016年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (37)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0)人

3) その他(通知書送付 8人)

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

(○)実施している ()検討中である ()実施の予定がない

2)実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

(○)設けている ()検討中である ()設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していなくても減免の対象となりますか。

()生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

(○)生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

()その他()

3)相談・申請の実績(2015年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数(○)件

・申請件数(○)件 ・減免件数()件 減免金額()円

⑨高額療養費について

1)申請勧奨

()自動払いしている ()申請書を送付している (○)通知ハガキを送付している

2)支給件数(2015年度)

・高額療養費支給件数(1,848)件、金額(26,835,171)円

・高額療養費該当者の内、未申請件数(242)件、金額(1,512,617)円

⑩葬祭費について

1)申請勧奨

()実施していない ()申請書を送付している (○)通知ハガキを送付している

()その他()

2)支給件数(2015年度)

・葬祭費支給件数(65)件、金額(3,250,000)円

・葬祭費支給該当者の内、未申請件数(0)件、金額(0)円

⑪国保運営協議会について

1)運営協議会の公開 ()公開していない (○)公開している

2)運営協議会委員の公募枠 (○)ない ()ある → ()人

3. 税の滞納について 担当課(税務課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-84-5673)

①滞納整理マニュアルはありますか (○)ある ()ない

②滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2015年度)

1)徴収の猶予について 申請件数(○)件 許可件数(○)件

2)換価の猶予の適用件数(○)件

3)滞納処分停止の適用件数(○)件

③地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2015年度内に引き継いだ件数)(106)件

④地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

町県民税の滞納があり、他の町税とあわせた滞納額が概ね 30 万円以上であること。

⑤少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

(○)引き継ぐ ()引き継がない

4. 生活保護 担当課(福祉課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2015年度相談件数 (139)件、申請件数 (98)件、そのうち保護開始件数 (92)件

②2016年4月現在の受給世帯数と人数 (123)世帯 (147)人

※以下は市のみお答えください

③生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数		
正規	生保担当の	非正規	世帯数	人数	

	職員数	平均在任年数	職員数		
2015年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人
2016年4月現在	人	年 カ月	人	世帯	人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置はありますか ()ある ()ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は()ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

⑤生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけ、運営形態と委託の場合は委託先を記入してください。

()自立相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()住宅確保給付金の支給 ()直営 ()委託 → 委託先()

()就労準備支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()一時生活支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()家計相談支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()子どもの学習支援事業 ()直営 ()委託 → 委託先()

()その他(記述:)

2)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ()カ所

5. 子育て支援策 担当課(児童課)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-3912)

①「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

1)自立支援計画の有無について ()ある()年()月策定) (○)ない

2)自立支援給付金事業について ()実施()年()月実施) ()未実施

2015年度実績 ()件 給付額()円

2016年度予算 ()件 給付額()円 ※回答不要

3)日常生活支援事業について ()実施()年()月実施) ()未実施

2015年度実績 ()件 給付額()円

2016年度予算 ()件 給付額()円 ※回答不要

4)教育・学習支援について ()実施()年()月実施) (○)未実施

2015年度実績 ()カ所()人 実施時期()

2016年度予算 ()カ所()人 実施時期()

5)NPOなどが取り組む「無料塾」や「こども食堂」への支援について

・「無料塾」への支援について ()実施()年()月実施) (○)未実施

2015年度実績 ()カ所()人、2016年度予算 ()カ所()人

支援方法()

・「こども食堂」への支援について ()実施()年()月実施) (○)未実施

2015年度実績 ()カ所()人、2016年度予算 ()カ所()人

支援方法()

②子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

※2016年9月1日現在、または今後変更を予定している場合は実施時期と内容をご記入ください。

通院も入院同様、中学校卒業まで(15歳に達する年度の3月31日まで)自己負担額の助成をしている。(所得制限なし)

③子どもの医療費助成制度で、入院時食事療養費の自己負担部分の助成を

実施の有無	()実施している (○)していない ()検討中である
助成対象者	()子ども医療費助成制度の対象年齢と同じ ()上記と異なる → (具体的に)
患者自己負担額	()無料 ()その他()
助成方法	()現物給付 ()償還払い

④就学援助

1) 保護者への広報はどのようにしていますか。

() 入学説明会 () 入学式 () 始業式 () ホームページ () 市広報
() その他(担任の先生からの随時案内)

2) 就学援助の認定対象基準をご記入ください。

東浦町就学援助費事務取扱要綱第2条のとおり。(別添①参照)

3) 生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

() 就学援助認定基準を引き上げた → 【2015年度 倍 → 2016年度 倍】
() 何もしていない
() その他(下欄にご記入ください)

4) 就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2,608,970)円
・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3,096,834)円

5) 申請書の受付先 () 市町村窓口 () 学校 () 市町村窓口と学校のどちらも可

6) 民生委員の証明は必要ですか () 必要である () 必要ない

7) 就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2015年度	2016年度
受給者数	466 人	445 人
受給割合	10.5%	10.1%
支給額	32,495,969 円	34,563,000 円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2016年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8) 就学援助家庭の給食費の支払い方法 () 現物支給 () 償還払い () その他

9) 就学援助の項目について

() 学用品費 () 体育実技用具費 () 入学準備金 () 通学用品費 () 通学費
() 修学旅行費 () クラブ活動費 () 生徒会費 () PTA会費 () 給食費
() 校外活動費(宿泊を伴わないもの) () 校外活動費(宿泊を伴うもの) () 医療費
() 日本スポーツ振興センター掛け金 () めがね・コンタクトレンズ () 卒業記念品
() その他(新入学児童生徒学用品費 ※体育実技用具費、通学費、クラブ活動費、医療費については、援助費目として要綱内に挙げているが、支給実績は無し。)

⑤学校給食について(2016年度)

1) 給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

() 食べられている () 未納者には給食支給を停止している () その他
給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	7校	校	校	7校	校	230円
中学校	3校	校	校	3校	校	260円

⑥児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2015年度)

1) 件数(31)件 対応職員(6)人、うち専門職(2)人

2) 専門職の職種について () 児童福祉司 () 社会福祉士 () 臨床心理士 () 保健師
() 保育士 () 教員 () その他()

3) 現状に対する課題

不特定多数の人が利用する施設等において利用者から虐待通報を受けた場合や通報者が他人から間接的に聞いた情報である場合、虐待者の特定が難しく、初期対応に苦慮している。

4) 未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

ホームページや町広報紙による啓発、保育園・児童館等の施設への啓発ポスター掲示、駅での虐待防止啓発活動の実施

⑦ 児童のいじめに対する対応策はどのようにとっていますか。

・各学校に「心の健康相談員」を配置。また、スクールカウンセラーによる巡回面談も随時行っている。その他、27年度より「こどもと親の相談員」を学校教育課に配置し、電話・窓口・訪問等にて相談業務を行っている。
・QU検査(教育心理検査)(年2回、小学校4・5・6年生及び中学校1～3年生)の実施。
・学校での教育相談(年3回、全校児童生徒を対象)の実施。
・いじめアンケート(年3回以上(学期に1回程度))実施。

⑧ 保育について

1) 国が2月18日に出した、朝夕の保育士配置の緩和、小学校教諭・幼稚園教諭などを保育士と見なす緩和等々の「保育所等における保育士配置に係わる特例について」について、愛知県は条例に盛り込みました。

()積極的に活用する ()活用しない ()わからない

その理由(保育士確保が困難・いずれも免許のある有資格者であり一定の質は担保)

2) 待機児童()人 (0歳児 人 1歳児 人 2歳児 人 3歳児 人 4歳児 人 5歳児 人)
利用保留児童(隠れ待機児童)()人

(0歳児 人 1歳児 人 2歳児 人 3歳児 人 4歳児 人 5歳児 人)

具体的な解消方法()

6. 高齢者医療など 担当課(**保険医療課**)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

① 後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

()対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

② 上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

自立支援医療(精神通院)、精神障害保健福祉手帳3級(精神病床への入院)

③ 2016年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療被保険者 (5,777)人

後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (896)人

内〔ひとり暮らし非課税者(121)人

〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(18)人

④ 後期高齢者医療について

保険料滞納者数(15)人 短期保険証発行人数(0)人

差し押さえ(2015年度)件数(0)件、金額(0)円

7. 障害者施策 担当課(**福祉課**)電話(0562-83-3111)FAX(0562-83-9756)

① 訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	69	107	185	43
重度訪問介護	0	0	0	0
行動援護	14	100	174	24
同行援護	6	150	30	19

② 地域生活支援事業の移動支援

支給者数(79)人 最多支給時間数(40)時間 平均支給時間数(14)時間

③ 訪問系サービスの支給基準 ()あり ()なし

④ 計画相談支援の8月利用実績 (219)人

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

計画相談従事者の不足

⑤介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1)併給をしている人の人数(13)人(平成 27 年7月 31 日現在) ・対昨年同月比(92)%

2)併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか(43)時間

3)介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件(いずれかに○)

(○)介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている。

()上記に加え、何らかの条件を設けている。

※どのような条件があるか、できるだけ詳しく記入してください。

(例)・要支援の該当者は、上乗せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳 1 級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護 5 の者(ただし区分変更しても要介護 5 にならない場合は、要介護 4 以下でも検討可能)

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

⑥65歳以上の障害者で障害福祉サービスのみの利用者について

介護給付支給決定者数(1)人(平成 27 年7月 31 日現在)

訓練等給付支給決定者数(3)人(平成 27 年7月 31 日現在)

8. 健診事業 担当課(健康課)電話(0562-83-9677)FAX(0562-83-9678)

※2016年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		前年度受診率
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	無料	可・不可		可・不可	58.6
がん検診	胃がん	X線	4,000円	可・不可	1,400円	可・不可	11.9
		内視鏡		可・不可		可・不可	
	大腸がん	個別・集団		可・不可	500円	可・不可	18.5
	肺がん	個別・集団		可・不可	無料	可・不可	24.1
	子宮がん	個別・集団		可・不可	1,200円	可・不可	24.9
	乳がん(マンモグラフィー)	個別・集団		可・不可	1,400円	可・不可	29.2
	前立腺がん	個別・集団		可・不可	600円	可・不可	17.4
歯周疾患		個別・集団	無料	可・不可		可・不可	14.2

②乳がん検診時の視触診について

(○)実施している ()実施していない

③乳がん検診時に超音波検査の実施を

()対象としている【対象年齢

(○)対象としていない

③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 (○)特定健診と同じ ()特定健診とは異なる

()実施していない

④歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる ()40・50・60・70歳の年に受けられる

(○)その他(40・45・50・55・60・65・70・75歳の年に受けられる)

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2015年9月以降の提出分をご記入ください。

意見書・要望書の種類	提出年月日

国	①消費税率の10%引き上げ中止を求める意見書・要望書	年 月 日
	②若者も高齢者も安心の年金制度の確立を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④18歳年度末までの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤福祉医療助成に対する国庫負担金削減措置の廃止を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥後期高齢者の保険料軽減特例の恒久化を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書・要望書	年 月 日

【3】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

- ①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)→別添②参照。
- ②介護保険の補足給付申請時に利用者が提出する、申請書の様式及び同意書や資産内訳書等の関連文書→別添③参照。
- ③アンケート【1】1の⑱の「障害者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書→なし。
- ④アンケート【1】3の①の「滞納整理マニュアル」(昨年と同じ場合は結構です)→昨年と同じ。
- ⑤就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)→昨年と同じ。
- ⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)→昨年と同じ。
- ⑦アンケート【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2015年9月以降の提出分)→なし。

☆ご協力ありがとうございました